

回転式表面溶融炉
(建設中に撮影)



豊島



直島



海上輸送

中間処理施設の特色

処理対象物

土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物等（シュレッダーダスト、汚泥、鉱滓、汚染土壤等）を処理します。直島町の一般廃棄物もあわせて処理します。

完全循環型施設

溶融処理に伴って発生する飛灰やスラグなどの副成物を再資源化し有効利用するほか、プラント排水や雨水を再利用するなど、完全循環型の施設となっています。

ダイオキシン類を高温分解する回転式表面溶融炉

施設の中核となる溶融設備には、炉体の回転により処理対象物を安定的に供給し溶融する国内最大規模の回転式表面溶融炉を2基整備しています。

鉄や岩石等を焼却するロータリーキルン炉

鉄の塊や岩石の表面などに付着した可燃物などを焼却するため、ロータリーキルン炉を1基整備しています。

排ガスの処理

徹底した排ガス処理を施し、大気汚染防止法の排出基準より厳しい排ガスの管理基準値を設定するほか、重金属に関する管理目標値を設定しています。

| 管 理 基 準 値 | | 管 理 目 標 値 | |
|-----------|------------------------------|--------------|---------------------------|
| 硫黄酸化物 | 20ppm以下 | カドミウム及びその化合物 | 0.2mg/m ³ N以下 |
| 窒素酸化物 | 100ppm以下 | 鉛及びその化合物 | 5mg/m ³ N以下 |
| 塩化水素 | 40ppm以下 | 水銀及びその化合物 | 4mg/m ³ N以下 |
| ばいじん | 0.02g/m ³ N以下 | 砒素及びその化合物 | 0.25mg/m ³ N以下 |
| 一酸化炭素 | 30ppm以下 | ニッケル及びその化合物 | 2.5mg/m ³ N以下 |
| ダイオキシン類 | 0.1ng-TEQ/m ³ N以下 | クロム及びその化合物 | 20mg/m ³ N以下 |

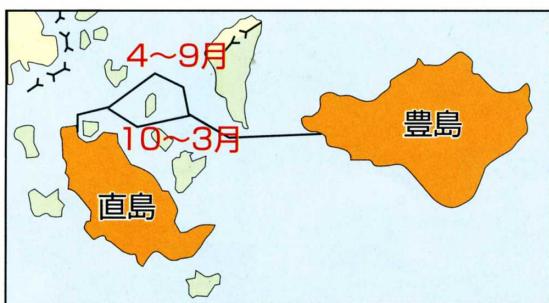
環境への配慮

プラント排水や雨水を処理してガス冷却水等に再利用するとともに、余熱を回収し蒸気に変えて有効利用するほか、太陽光発電設備を導入するなど、環境への負担を減らす様々な工夫を行っています。

副成物の有効利用

溶融処理に伴って発生する飛灰については、隣接する三菱マテリアル（株）直島製錬所で有価金属を回収します。また、スラグについては、コンクリート用骨材等の土木材料として再利用します。

豊島廃棄物等の輸送経路



施設の概要

施設名称

香川県直島環境センター中間処理施設

所在地

香川県香川郡直島町2628-1

事業主体

香川県

炉形式と処理能力

回転式表面溶融炉: 100トン/日×2基

ロータリーキルン炉: 24トン/日×1基

建物構造

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造6階建

建築面積

8,283.22m²

延床面積

16,664.18m²

工期

平成12年12月～平成15年9月

竣工

平成15年9月

施工監理

国際航業株式会社

設計・施工

クボタ・西松・合田特定建設工事共同企業体

豊島問題の主な経緯

| | |
|--------------------------|---|
| 昭和53年2月 | 豊島の処理業者（豊島総合観光開発（株））に対して産業廃棄物処理業の許可（みみずによる土壤改良剤化処分業に限る） |
| 昭和50年代後半 ～平成2年 | 処理業者がシュレッダーダストや廃油、汚泥等の産業廃棄物を搬入し、野焼きや不法投棄 |
| 平成2年11月 12月 | 兵庫県警察が処理業者の事業場を強制捜査 県が産業廃棄物処理業の許可を取り消すとともに、廃棄物の撤去を命令 |
| 平成5年11月 | 豊島住民が公害紛争処理法に基づく公害調停を申請 県が処理業者に対して処分地の環境保全措置を命令 |
| 平成6年5月 平成9年7月 | 県が処理業者及びその経営者を告発 豊島住民と県との中間合意が成立 香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会を設置 |
| 平成11年8月 平成12年3月 6月 | 県が直島町議会で直島処理案を提案 直島町長が県の提案受け入れを表明 豊島住民と県との公害調停が成立 豊島廃棄物等技術委員会を設置 |
| 平成14年3月 平成15年4月 9月 | 豊島で暫定的な環境保全措置工事完了 豊島廃棄物等の直島への輸送開始 中間処理施設完成 |

香川県直島環境センター

TEL 087-892-2981 FAX 087-892-2985

豊島問題ホームページ <http://www.pref.kagawa.jp/haitai/teshima>